

2012年5月29日

小宮山洋子厚生労働大臣 殿

全国地域人権運動総連合
議長 丹波正史

雇用破壊と貧困の拡大に歯止めを。
生活保護制度の改悪に反対する

タレントの親族が不正に生活保護を受給しているといわんばかりの報道を機に生活保護制度に対する異常な手厳しい批判が続いている。

日本はいま病気や失業すれば誰もが一気に無収入になりかねない「滑り台」社会であり、生活保護受給者が209万人へ増加したのは雇用破壊と貧困の拡大による。政府・民主党は憲法25条で保障された生存権を破壊する改悪策動を中止し、生活を保障する機能を強めることが急務である。

つまり、①本来、生活保護法上、扶養義務者の扶養は、保護利用の要件とはされていない ②成人に達した子どもの親に対する扶養義務は、「その者の社会的地位にふさわしい生活を成り立たせた上で、余裕があれば援助する義務」にすぎない ③しかも、その場合の扶養の程度、内容は、あくまでも話し合い合意をもととするものである ④もし、扶養の程度、内容が、扶養義務の「社会的地位にふさわしい生活を成り立たせ」ることを前提としても、なお著しく少ないと判断される場合には、福祉事務所が、家庭裁判所に扶養義務者の扶養を求める手続きが、生活保護法77条に定められていることなどの扶養の在り方に関する正しい議論がなされないまま、一方的に「不正受給」が行なわれているかのごとき追及と報道は問題である。

また、①雇用の崩壊と高齢化の進展が深刻であるのに雇用保険や年金等の他の社会保障制度が極めて脆弱であるという社会の構造からして、生活保護利用が増えるという今日の事態は極めて当然のこと ②生活保護制度利用が増えたといっても利用率は1.6%に過ぎず、先進諸国（ドイツ9.7%、イギリス9.3%、フランス5.7%）に比べてむしろ異常に低い ③「不正受給」は、金額ベースで0.4%弱で推移しているのに対して、捕捉率（生活保護利用資格のある人のうち現に利用している人の割合）は2～3割に過ぎず、むしろ必要な人に行きわたっていないこと（漏給）が大きな問題であることなど、生活保護制度利用者増加の原因となる事実が意図的に隠されている。

さらに一連の報道や小宮山厚生労働大臣発言は、厳しい雇用情勢の中での就労努力や病

気の治療など、個々が抱えた課題に真摯に向き合っている人、あるいは、苦しい中で、さまざまな事情から親族の援助を受けられず、「孤立」を余儀なくされている高齢の利用者など多くの生活保護利用者の心と名誉を深く傷つけている。

一方自民党は2012年4月9日に生活保護制度に関する政策を発表した。そこでは、①生活保護給付水準の10%引き下げ ②自治体による医療機関の指定、重複処方 of 厳格なチェック、ジェネリック薬の使用義務の法制化などによる医療費の抑制 ③食費や被服費などの生活扶助、住宅扶助、教育扶助等の現物給付化 ④稼働層を対象とした生活保護期間「有期制」の導入などが並び、憲法25条に基づき、住民の生存権を保障する最後のセーフティーネットとしての生活保護制度を確立するという視点を全く欠いた、財政抑制のみが先行した施策となっている。

かつて、小泉政権下においては、毎年2200億円社会保障費を削減するなどの徹底した給付抑制策を推進し、その行きつく先が、「保護行政の優等生」「厚生労働省の直轄地」と言われた北九州市における3年連続の餓死事件の発生であった。自民党の生活保護制度に関する政策には、こうした施策が日本の貧困を拡大させたとして強い批判を招き、政権交代に結びついたことに対する反省のかけらも見られない。

さらに問題なのは、社会保障・税一体改革特別委員会において、自民党の生活保護に関する政策について、現政権の野田首相が「4か3.5くらいは同じ」と述べ、小宮山大臣が「自民党の提起も踏まえて、どう引き下げていくのか議論したい」と述べていることである。

そこには、貧困の深刻化の中で、この国の最低生活水準をどう底上げしていくのかという姿勢が全く見られない。今回のタレントの例外的な事例を契機に、制度の本来的在り方を検討することなく、法改正を行うということ自体が乱暴極まりない。

また、生活困窮者の中には、DV被害者や虐待経験者も少なくなく、「無縁社会」とも言われる現代社会において、家族との関係が希薄化・悪化・断絶している人がほとんどである。今年1月に判明した札幌市白石区の姉妹「孤立死」では、姉が生活保護の相談のために市の窓口を3度も訪問していたのに、申請させなかったことによって引き起こされた悲劇である。

かかる点を直視することなく法改正を行えば、ただでさえ利用しにくい生活保護制度がほとんど利用できなくなり、「餓死」「孤立死」などの深刻な事態を招くことが明らかである。

小宮山大臣は、国民の生活保障に責任をもつ厚生労働大臣として、マスコミに対して冷静な対応を呼びかけるべきであり、軽率にも理不尽な法改正にまで言及したが強く撤回を

求める。